証券コード　2198
平成29年１月11日

株　主　各　位

佐賀県伊万里市新天町722番地５
アイ・ケイ・ケイ株式会社
代表取締役社長　金　子　和斗志

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、平成29年１月27日（金曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　　平成29年１月30日（月曜日）午前10時
2. 場　　所　　福岡県福岡市博多区東月隈３丁目27－２
　　ララシャンス 博多の森　博多の森迎賓館
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
　報 告 事 項　1. 第21期（平成27年11月１日から平成28年10月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
　　2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　決 議 事 項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　取締役７名選任の件
　　第３号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

４．議決権の行使に関する事項

（１）書面（郵送）による議決権の行使について

同封の議決権行使書用紙に賛否を記入し、平成29年１月27日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

（２）インターネットによる議決権の行使について

４ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご利用の注意点」をご参照の上、平成29年１月27日（金曜日）午後6時までにインターネットにより議決権を行使ください。

（３）議決権の重複行使について

書面（郵送）とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。

また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会終了後、引き続き株主懇談会を開催いたしますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提出すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ikk-grp.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、本招集ご通知添付書類とともに、会計監査人及び監査役の監査対象となっております。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使の方法については、以下の３つの方法がございます。

1 株主総会へ出席する場合

議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会日時
平成29年１月30日(月)
受付開始：午前９時
開　　会：午前10時

2 議決権行使書用紙を郵送する場合

各議案の賛否を
記入の上、投函

行使期限
平成29年１月27日(金)
午後６時到着

3 インターネットにより議決権を行使する場合

議決権行使サイト
http://www.evote.jp/
にて各議案の賛否を入力

行使期限
平成29年１月27日(金)
午後６時まで

インターネットによる議決権行使のご利用の注意点

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙の郵送またはインターネットによる議決権のお手続はいずれも不要でございます。

記

1．議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

（2）パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による、インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

インターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間　午前9時～午後9時、通話料無料）

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題のひとつと認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた配当を実施していく方針であります。

上記方針に基づき、当期の剰余金の配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、その他の剰余金の処分はございません。

（１）配当財産の種類
　　金銭
（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金12円（普通配当10円、記念配当２円）
　　総額　359,374,272円
（３）剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成29年１月31日

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	金子和斗志 （昭和27年３月26日）	昭和49年10月　金子興業㈱（現㈱アイ・エス）入社 昭和49年12月　同社取締役 昭和56年12月　同社代表取締役 平成７年９月　㈱九州積善社（現㈱極楽）代表取締役社長（現任） 平成７年11月　当社代表取締役社長（現任） 平成24年12月　アイケア㈱取締役（現任）	5,836,700株
2	金子晴美 （昭和31年３月２日）	昭和56年５月　㈱ビジネスホテルかねこ（現㈱アイ・エス）入社 昭和63年３月　同社取締役 平成７年11月　当社取締役衣裳部長 同　上　㈱アイ・ケイ・ケイ不動産（現㈱アイ・エス）代表取締役 平成８年２月　㈱九州公善社（現㈱極楽）取締役 平成25年１月　当社常務取締役衣裳部長（現任） 平成28年７月　㈱アイ・エス代表取締役社長（現任） 同　上　㈱エム・ケイ・パートナーズ代表取締役社長（現任）	2,921,000株
3	松本正紀 （昭和30年２月21日）	昭和62年９月　㈱ビジネスホテルかねこ（現㈱アイ・エス）入社 平成７年11月　当社入社 平成９年９月　当社取締役調理部長 平成12年10月　㈱極楽監査役 平成23年１月　㈱極楽取締役 平成24年12月　アイケア㈱取締役 平成25年１月　当社常務取締役調理部長（現任） 平成26年１月　㈱極楽監査役（現任） 同　上　アイケア㈱監査役（現任）	239,200株
4	寺澤大輔 （昭和43年４月19日）	平成４年４月　アイ・ケイ・ケイ㈱（現㈱アイ・エス）入社 平成７年11月　当社入社 平成14年10月　当社鳥栖支店支配人 平成15年５月　当社総支配人 平成17年４月　当社営業部長 平成18年５月　当社取締役 平成18年６月　当社取締役人事部長 平成19年２月　当社取締役人事部長 平成24年２月　当社取締役経営企画部長 平成24年12月　アイケア㈱代表取締役社長（現任） 平成25年４月　当社取締役関連事業開発部長（現任）	88,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	菊池旭貢 （昭和52年3月3日）	平成11年４月　当社入社 平成16年４月　当社鳥栖支店支配人代理 平成17年２月　当社富山支店支配人 平成19年１月　当社富山支店総支配人代理 平成19年７月　当社営業部長 平成22年１月　当社取締役営業部長 平成25年４月　当社取締役営業企画部長 平成27年１月　当社取締役営業担当兼営業企画部長（現任）	42,900株
6	小宮秀一 （昭和23年6月24日）	平成11年６月　㈱西日本銀行（現㈱西日本シティ銀行）原中央支店長 平成12年10月　同行本店営業部部付部長 平成15年９月　西銀ターンアラウンド・パートナーズ㈱代表取締役出向 平成18年６月　西日本不動産開発㈱常務取締役 平成21年６月　西日本不動産開発㈱顧問 平成23年１月　当社常勤監査役 平成27年１月　当社社外取締役（現任）	12,400株
7	田中修 （昭和27年9月7日）	平成16年６月　㈱佐賀銀行武雄支店長 平成18年６月　同行執行役員武雄支店長 平成19年６月　同行執行役員鳥栖エリア長兼鳥栖支店長兼鳥栖北支店長 平成21年６月　同行人事企画部付常盤商事㈱出向 平成22年６月　常盤商事㈱転籍、統括理事 平成28年１月　当社社外取締役（現任）	4,000株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．小宮秀一氏及び田中修氏は社外取締役候補者であります。

３．社外取締役候補者の選任理由は以下のとおりであります。

小宮秀一氏は、金融業界での豊富な経験と事業会社での豊富な経験から幅広い見識を有されており、また平成27年１月まで当社常勤監査役をされ当社のことにも精通されておりますので、経営全般に対し幅広い助言をいただけるものと判断して、選任をお願いするものであります。

田中修氏は、金融業界での豊富な経験と事業会社での豊富な経験から幅広い見識を有されており、経営全般に対し幅広い助言をいただけるものと判断して、選任をお願いするものであります。

４．小宮秀一氏及び田中修氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって小宮秀一氏が２年、田中修氏が１年となります。

５．当社は、小宮秀一氏及び田中修氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としており、小宮秀一氏及び田中修氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。

６．小宮秀一氏及び田中修氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引続き独立役員とする予定であります。

第３号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます登田朗氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
登田（と だ）　朗（あきら）	平成18年５月　当社取締役 平成25年１月　当社常務取締役 現在に至る

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年11月１日から
平成28年10月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成27年11月１日から平成28年10月31日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境が堅調に推移するも、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気減速、産油国の生産調整の不調等による原油価格の下落や英国のEU離脱問題等、外需環境の不確実性の高まりから円高が進行し、個人消費の低迷や企業収益の悪化が懸念されるなか、日銀によるマイナス金利の導入や消費税引上げの先送りが決定される等、引き続き不透明な状況で推移いたしました。

ウェディング業界におきましては、平成27年の婚姻件数が63万５千組（厚生労働省「平成27年　人口動態統計の年間推計」）と前年と比べ９千組減少しており、結婚適齢期人口の減少を背景に、挙式・披露宴件数は緩やかに減少傾向にあるものの、ゲストハウス・ウェディング市場は概ね底堅く推移しております。

このような状況のもと、式場のスタイル、サービス内容で他社と差別化を図ることが難しくなるなかで、当社グループは「お客さまの感動のために」という経営理念に基づき、パーソナルなウェディングやサービスを提供すべく、スタッフの人間力・接客力向上を目的とした社内外の研修、独自の営業支援システムを活用した情報分析や集客力向上のための各施策に積極的に取組んでまいりました。

また、ウェディング市場でのシェア拡大に向けて、多様化するお客さまのニーズ・期待に即応できる態勢とお客さまがお客さまをご紹介くださる好循環サイクルの紹介制度を新たに構築し、売上高の拡大と収益力の向上に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は17,911百万円（前年同期比5.5％増）、営業利益は2,176百万円（同3.3％増）、経常利益は2,166百万円（同3.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,341百万円（同16.9％増）となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

（イ）婚礼事業

前連結会計年度（平成27年３月）に「ララシャンスＨＩＲＯＳＨＩＭＡ迎賓館」（広島支店）がオープンしたこと等により売上高は17,212百万円（前年同期比5.6％増）、営業利益は2,182百万円（同1.7％増）となりました。

（ロ）葬儀事業
売上高は277百万円（前年同期比23.4％減）、営業損失は10百万円（前年同期は45百万円の営業利益）となりました。
（ハ）介護事業
前連結会計年度（平成27年３月）にオープンした唐津店を含めて３施設全ての入居率が90.0％を超えたこと等により、売上高は433百万円（前年同期比34.7％増）、営業利益は1百万円（前年同期は86百万円の営業損失）となりました。

② 重要な設備投資の状況
当連結会計年度中においては、総額397百万円の設備投資（無形固定資産を含む）を実施いたしました。

③ 重要な資金調達の状況
該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

⑧　対処すべき課題

国内のウェディング業界では、結婚適齢期人口の減少や晩婚化等を背景に、挙式・披露宴件数は、緩やかに減少傾向をたどっていくものと予想されます。しかし、伝統や格式にとらわれないオリジナルな挙式・披露宴志向の高まりによって、ゲストハウス・ウェディングの市場は、順調に拡大してきました。こうしたトレンドを踏まえ、専門式場がゲストハウス・ウェディングの形態へ進出してきたほか、ホテルのリニューアルや価格競争の激化等、競合状況は一段と厳しさが増してきております。介護業界では、高齢者のライフスタイルやニーズにあったサービスが求められており、様々な業種からの新規参入も相次いでおります。

こうした中、当社グループは、お客さまの意識の変化や業界・競合企業の動向を十分に踏まえ、お客さまに感動していただける心のこもったサービスを提供し、お客さまの感動を通して社会に貢献していく方針であります。

このため、(イ)優秀な人財の確保と育成、(ロ)情報収集力・分析力の強化、(ハ)お客さまに関する安全対策の強化、(ニ)既存店のクオリティの維持・強化、(ホ)接客力・企画提案力の更なる向上、(ヘ)堅実な店舗展開、(ト)コーポレート・ガバナンスの強化の７項目を重要な課題としてかかげております。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第18期 平成25年10月期	第19期 平成26年10月期	第20期 平成27年10月期	第21期 (当連結会計年度) 平成28年10月期
売　　上　　高(百万円)	14,510	15,346	16,978	17,911
経　常　利　益(百万円)	1,916	1,983	2,094	2,166
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,388	1,184	1,147	1,341
1株当たり当期純利益(円)	97.41	82.00	39.33	45.58
総　　資　　産(百万円)	14,375	15,862	18,322	18,582
純　　資　　産(百万円)	7,213	8,216	9,009	10,070

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数で算出しております。
3. 第18期は、第17期に会場を増設した「ララシャンス太陽の丘」（金沢支店）の通期稼働により売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益が増加しました。また、佐世保支店の新設により総資産が増加しました。
4. 第19期は、第18期に新設した「ハーバーテラスＳＡＳＥＢＯ迎賓館」（佐世保支店）の通期稼働により売上高、経常利益が増加しました。
5. 第20期は、第19期に増設した「ララシャンス博多の森」（福岡支店）の通期稼働や第20期に新設した「ララシャンスＨＩＲＯＳＨＩＭＡ迎賓館」（広島支店）の稼働により売上高、経常利益、総資産が増加しました。
6. 第21期の状況につきましては、前記「(1)事業の状況」に記載のとおりであります。
7. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第18期 平成25年10月期	第19期 平成26年10月期	第20期 平成27年10月期	第21期(当期) 平成28年10月期
売　　上　　高(百万円)	13,812	14,872	16,300	17,212
経　常　利　益(百万円)	1,898	2,040	2,120	2,164
当　期　純　利　益(百万円)	1,403	1,242	1,198	1,350
1株当たり当期純利益(円)	98.48	86.06	41.07	45.91
総　　資　　産(百万円)	14,138	15,676	18,188	18,468
純　　資　　産(百万円)	7,174	8,250	9,032	10,112

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数で算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社極楽	50,000千円	100.0%	葬儀に関する企画・運営等のサービスの提供
アイケア株式会社	95,000	100.0%	有料老人ホームの運営、介護サービス等の提供

(4) 主要な事業内容（平成28年10月31日現在）

① 挙式・披露宴に関する企画・運営等のサービスの提供

② 葬儀に関する企画・運営等のサービスの提供

③ 有料老人ホームの運営、介護サービス等の提供

(5) 主要な事業所（平成28年10月31日現在）

① 当社

名　　称	所 在 地	名　　称	所 在 地
本店	佐賀県伊万里市	いわき支店	福島県いわき市
伊万里支店	佐賀県伊万里市	高知支店	高知県高知市
鳥栖支店	佐賀県鳥栖市	福井支店	福井県福井市
福岡支店	福岡県福岡市	盛岡支店	岩手県盛岡市
富山支店	富山県富山市	佐世保支店	長崎県佐世保市
宮崎支店	宮崎県宮崎市	福岡東支店	福岡県糟屋郡久山町
大分支店	大分県大分市	広島支店	広島県広島市
金沢支店	石川県金沢市	福岡本部	福岡県糟屋郡志免町

② 子会社（株式会社極楽）

名　　称	所 在 地	名　　称	所 在 地
本店	佐賀県伊万里市	山代店	佐賀県伊万里市
伊万里店	佐賀県伊万里市	有田店	佐賀県西松浦郡有田町

③ 子会社（アイケア株式会社）

名　　称	所 在 地	名　　称	所 在 地
本店	福岡県糟屋郡志免町	佐賀店	佐賀県佐賀市
伊万里店	佐賀県伊万里市	唐津店	佐賀県唐津市

(6) 従業員の状況（平成28年10月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
711名	1名減	30.1歳	5.4年

（注）1. 従業員数は就業人員であります。
2. この他、アルバイトの年間平均雇用人員（1日8時間換算）は332名であります。

(7) 主要な借入先（平成28年10月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,213 百万円
株式会社佐賀銀行	813
株式会社福岡銀行	812
伊万里信用金庫	248
株式会社三菱東京UFJ銀行	241

（注）1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．株式会社三井住友銀行、株式会社佐賀銀行、伊万里信用金庫、株式会社三菱東京UFJ銀行の借入金残高には、株式会社三井住友銀行を主幹事とする金融機関7社によるシンジケートローンの残高272百万円の一部が含まれております。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

（1）株式に関する事項（平成28年10月31日現在）

① 発行可能株式総数　96,000,000株

② 発行済株式の総数　29,949,600株（自己株式1,744株を含む。）

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は10,400株増加しております。

③ 株主数　15,072名

④ 大株主

株　主　名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社エム・ケイ・パートナーズ	7,840,000	26.17
金　子　和斗志	5,836,700	19.48
金　子　晴　美	2,921,000	9.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,317,800	4.40
アイ・ケイ・ケイ従業員持株会	1,207,600	4.03
アイ・ケイ・ケイ取引先持株会	620,400	2.07
金　子　美　枝	600,000	2.00
金　子　和　代	600,000	2.00
野村信託銀行株式会社（アイ・ケイ・ケイ従業員持株会専用信託口）	407,400	1.36
金　子　和　枝	396,000	1.32

（注）上記の持株比率は、自己株式1,744株を控除して計算しております。
なお、当該自己株式数には、アイ・ケイ・ケイ従業員持株会専用信託が所有する407,400株は含まれておりません。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成28年10月31日現在)

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項（平成28年10月31日現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
金　子　和斗志	代表取締役社長	株式会社極楽　代表取締役社長 アイケア株式会社　取締役
金　子　晴　美	常務取締役（衣裳部長）	株式会社アイ･エス　代表取締役社長 株式会社エム･ケイ･パートナーズ　代表取締役社長
松　本　正　紀	常務取締役（調理部長）	株式会社極楽　監査役 アイケア株式会社　監査役
登　田　　朗	常務取締役（管理担当兼財務経理部長）	
寺　澤　大　輔	取締役（関連事業開発部長）	アイケア株式会社　代表取締役社長
菊　池　旭　貢	取締役（営業担当兼営業企画部長）	
小　宮　秀　一	取締役	
田　中　　修	取締役	
諸　富　順　次	常勤監査役	
藤　田　ひろみ	監査役	税理士法人 さくら優和パートナーズ 代表社員 有限会社ビギン　代表取締役
楠　　典　子	監査役	楠典子税理士事務所　所長 株式会社くすのき　代表取締役
伊　藤　晴　輝	監査役	伊藤産業株式会社　取締役 フードビズサポート合同会社　代表社員

（注）1. 取締役小宮秀一氏及び田中修氏は、社外取締役であります。
2. 監査役諸富順次氏、藤田ひろみ氏、楠典子氏及び伊藤晴輝氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役小宮秀一氏、田中修氏、監査役藤田ひろみ氏、楠典子氏及び伊藤晴輝氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 監査役藤田ひろみ氏及び監査役楠典子氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役伊藤晴輝氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中の重要な兼職の異動について
常務取締役金子晴美氏は、平成28年７月25日付で株式会社アイ・エス及び株式会社エム・ケイ・パートナーズの代表取締役社長に就任しました。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取　　締　　役	8名	161,332千円
監　　査　　役	4名	11,716千円
合　　計	12名	173,048千円
（う ち 社 外 役 員）	（6名）	（15,299千円）

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額21,982千円（取締役８名に対し20,866千円（うち社外取締役２名に対し283千円）、監査役４名に対し1,116千円（うち社外監査役４名に対し1,116千円））が含まれております。
3. 平成23年１月27日開催の第15期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額25百万円以内とし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額は年額30百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

(イ)重要な兼職先である法人等と当社との関係

・社外監査役藤田ひろみ氏は、税理士法人 さくら優和パートナーズの代表社員及び有限会社ビギンの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・社外監査役楠典子氏は、楠典子税理士事務所の所長及び株式会社くすのきの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・社外監査役伊藤晴輝氏は、伊藤産業株式会社の取締役及びフードビズサポート合同会社の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(ロ)主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

（ハ）当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	小 宮 秀 一	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	田 中　　修	平成28年１月28日就任以降、当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	諸 富 順 次	当事業年度開催の取締役会17回全てに、また当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	藤 田 ひろみ	当事業年度開催の取締役会17回全てに、また当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	楠　　典 子	当事業年度開催の取締役会17回全てに、また当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	伊 藤 晴 輝	当事業年度開催の取締役会17回全てに、また当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

（二）責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(4) 会計監査人に関する事項

① 名　　称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区　　分	支 払 額
公認会計士法第２条第１項に規定する業務に基づく報酬	24百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

（注）1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 会計監査人が過去２年間に受けた業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

・平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分理由

・社員の過失による虚偽証明

・監査法人の運営が著しく不当

(5) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容と運用状況の概要

当社は、平成27年５月１日施行の改正会社法に基づき、平成27年５月11日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針について決議しております。

① 当企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・ 当企業集団の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するよう、経営理念、行動憲章、「コンプライアンス規程」をはじめとする経営基本規程の他、組織運営、業務運営のための規程、マニュアル、通達等を定め、研修、諸会議、社内回覧等により社内徹底を図り、これを遵守する体制を構築し運営する。また、内部監査を通じ、使用人の職務執行の法令、定款、社内規程等の適合性を点検する。

・ 当企業集団の取締役の職務執行を監督するために、毎月１回の定時取締役会及び必要に応じ開催される臨時取締役会において、各取締役はそれぞれの職務の執行状況を報告すると共に、他の取締役の職務執行状況を相互に監視する。また、監査役も取締役会、その他の会議出席を通じ、取締役の職務執行状況を監視する。

・ 「内部通報者保護規程」に基づき、社内での相互監視システムと通報者の保護を確立することにより、取締役と使用人の職務執行の適法性を確保する。

・ 当企業集団の取締役は、反社会的勢力からの不当な要求に対して毅然とした態度で臨み、関係機関との連携や組織一体となった対応を図るなどして、これらの勢力との一切の関係を遮断する。

② 当企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・ 当企業集団は、法令及び「文書管理規程」、「情報管理規程」、「個人情報管理規程」等社内規程に基づき適切に保管管理を行い、取締役及び監査役はこれを常時閲覧することができる体制を構築し運用する。

③ 当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・ 当企業集団は、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」に基づき、当企業集団の経営に悪影響を及ぼす虞のある事態（重大なコンプライアンス違反、甚大な被害が生じた災害、重大な食品事故等）に対しその適切な対応を行う。有事の際には、当社社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡体制を整え、必要に応じ外部専門家も対策本部に加える等損害を極小化する体制を構築し運用する。

④ 当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・ 原則月１回の定時取締役会や、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行の決定や取締役の職務執行状況の報告を受ける。加えて原則毎週１回経営会議を開催し、具体的な業務の状況や諸問題に対応した機動的な業務の処理を行う体制を構築し運用する。また、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」による適切な権限の委譲を行うことにより、効率的な取締役の職務の執行を行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・ 当社は、子会社の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保する。
・ 当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に当社への報告を義務付ける。
・ 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社に対する内部監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・ 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、内容について監査役と協議の上、速やかに設置する。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・ 監査役の要請により設置した場合には、当該使用人の指揮・命令等は監査役の下にあることとし、その人事上の取扱いは監査役の承認を得ることとする。
・ 監査役の職務を補助すべき使用人が設置された場合には、他部署の兼務があっても、優先的に監査役の指揮命令に従わなければならない。また、兼務する他部署の上長及び担当取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合には必要な支援を行うこととする。
・ 監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ 当社の監査役への報告に関する体制

・ 当企業集団の取締役及び使用人は監査役の出席する取締役会や経営会議にて職務の執行状況を報告する体制を構築し運用する。また、当企業集団の取締役及び使用人は、

監査役の要請に応じ必要な報告及び情報の提供を行う。
・ 「内部通報者保護規程」に基づく内部通報がなされた場合は、その内容、会社の対応等の顛末につき、監査役へ報告される体制を構築し運用する。
・ 監査役へ報告を行った当企業集団の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当企業集団の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・ 監査役は代表取締役、会計監査人、内部監査室と定期的に意見や情報の交換を行うことにより監査の実効性、効率性を確保する。また、「監査役会規程」、「監査役監査規程」の改廃は監査役会が行う。加えて監査役会の要請があった場合には速やかに弁護士等の外部専門家と直接相談ができる環境を整備する。
・ 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
・ 当企業集団は、財務報告の信頼性を確保するため、適切な内部統制システムを構築し、その運用を行うと共に、必要な是正を実施する。

(当該体制の運用状況の概要)
① 内部統制システム全般
企業集団における業務の適正を確保するために、グループ横断的な規程の策定、監査役及び内部監査室による定期的な業務監査・内部統制監査を実施し、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用の状況の監視・検証を行いました。また、内部監査室は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行い、当社の財務報告に係る内部統制が有効であると確認しました。

② コンプライアンス
法令遵守体制の点検・強化を推し進めるため、「コンプライアンス規程」に基づき、取締役会の直属機関とするコンプライアンス委員会を設置しております。当社及び子会社のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の立案・実施を行うと共

に、コンプライアンスに係る教育を定期的に実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。また、当社及び子会社は内部通報制度を設けており、内部通報者の保護を行い、相談内容が直ちに当社の常勤社外監査役に報告される体制を整備しております。

③ リスク管理

当社のリスク管理に関する基本方針、未然防止等を定めた「リスク管理規程」に従い、リスク管理体制の維持・向上を図っております。また、当社グループのリスク情報を一元管理することにより重要リスクを特定し、重要性に応じた対策をとっております。

④ 子会社経営管理

子会社の経営管理については、当社の経営管理部にて子会社の経営管理体制を整備・統括し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から事前に承認申請または報告を受ける体制を整え運用しております。また、子会社の業務執行の状況については親会社の経営会議、取締役会の定例的な報告事項としており、重要な案件につきましては親会社の取締役会の決議事項としております。

⑤ 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき定時取締役会を月１回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当期は17回開催しました。経営上の重要案件については、経営会議で議論を行い取締役会へ上程しております。また、取締役会では決議事項の審議及び業務執行状況等に関する報告事項において、社外取締役及び社外監査役を交えた意見交換がなされており、監視・監督機能を強化しております。

⑥ 監査役

監査役は、４名全員が社外監査役であり、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議及びその他重要会議への出席を通じて必要がある場合には意見を述べ、報告を受け内部統制の整備、運用状況を確認しており、稟議書等の業務執行に関わる重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める等、より健全な経営体制と効率的な運用を図るための助言を行っております。また、監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室、各部門の取締役との情報交換を実施し、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

（平成28年10月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,304,344**	**流動負債**	**4,166,931**
現金及び預金	5,372,713	買掛金	897,678
売掛金	441,885	1年内返済予定の長期借入金	968,656
商品	133,182	未払法人税等	374,246
原材料及び貯蔵品	79,910	賞与引当金	241,881
繰延税金資産	103,943	その他	1,684,469
その他	181,571	**固定負債**	**4,345,128**
貸倒引当金	△8,862	長期借入金	2,703,104
固定資産	**12,278,615**	繰延税金負債	6,684
有形固定資産	**10,993,005**	退職給付に係る負債	51,655
建物及び構築物	8,696,604	役員退職慰労引当金	309,347
機械装置及び運搬具	140,940	ポイント引当金	80,980
土地	1,852,702	資産除去債務	600,056
建設仮勘定	6,398	その他	593,301
その他	296,359	**負債合計**	**8,512,059**
無形固定資産	**96,305**	純資産の部	
投資その他の資産	**1,189,304**	**株主資本**	**10,033,880**
繰延税金資産	632,064	資本金	351,241
その他	565,025	資本剰余金	354,897
貸倒引当金	△7,785	利益剰余金	9,376,473
		自己株式	△48,732
		その他の包括利益累計額	**37,020**
		退職給付に係る調整累計額	37,020
		純資産合計	**10,070,900**
資産合計	**18,582,960**	**負債・純資産合計**	**18,582,960**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年11月１日から
平成28年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**17,911,261**
売上原価		**8,119,966**
売上総利益		**9,791,295**
販売費及び一般管理費		**7,614,934**
営業利益		**2,176,360**
営業外収益		
受取利息	2,410	
受取手数料	8,495	
助成金収入	2,640	
その他	7,909	21,455
営業外費用		
支払利息	28,092	
その他	3,323	31,415
経常利益		**2,166,400**
特別利益		
固定資産売却益	437	437
特別損失		
固定資産売却損	4,900	
固定資産除却損	43,379	48,279
税金等調整前当期純利益		**2,118,558**
法人税、住民税及び事業税	795,074	
法人税等調整額	△17,669	777,404
当期純利益		**1,341,153**
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,341,153**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年11月１日から
平成28年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成２７年１１月１日残高	350,643	354,299	8,334,694	△76,199	8,963,439
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	598	598			1,196
剰余金の配当			△299,374		△299,374
親会社株主に帰属する当期純利益			1,341,153		1,341,153
自己株式の処分				27,466	27,466
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	598	598	1,041,778	27,466	1,070,441
平成２８年１０月３１日残高	351,241	354,897	9,376,473	△48,732	10,033,880

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成２７年１１月１日残高	46,333	46,333	9,009,772
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			1,196
剰余金の配当			△299,374
親会社株主に帰属する当期純利益			1,341,153
自己株式の処分			27,466
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△9,312	△9,312	△9,312
連結会計年度中の変動額合計	△9,312	△9,312	1,061,128
平成２８年１０月３１日残高	37,020	37,020	10,070,900

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年10月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,113,852**	**流動負債**	**4,102,169**
現金及び預金	5,233,538	買掛金	883,616
売掛金	370,371	１年内返済予定の長期借入金	968,656
商品	130,203	未払金	558,752
原材料及び貯蔵品	78,253	未払費用	281,188
前渡金	6,052	未払法人税等	373,598
前払費用	112,446	前受金	545,802
繰延税金資産	101,493	預り金	7,238
１年内回収予定の関係会社長期貸付金	45,000	賞与引当金	227,307
その他	44,853	その他	256,008
貸倒引当金	△8,361	**固定負債**	**4,253,143**
固定資産	**12,354,373**	長期借入金	2,703,104
有形固定資産	**10,194,854**	退職給付引当金	102,762
建物	7,172,347	役員退職慰労引当金	295,805
構築物	748,880	ポイント引当金	13,894
機械及び装置	1,561	資産除去債務	556,502
車両運搬具	134,045	長期預り金	581,075
工具、器具及び備品	279,274	**負債合計**	**8,355,312**
土地	1,852,702	純資産の部	
建設仮勘定	6,042	**株主資本**	**10,112,913**
無形固定資産	**86,406**	**資本金**	**351,241**
借地権	37,091	**資本剰余金**	**354,897**
ソフトウエア	36,854	資本準備金	354,897
その他	12,460	**利益剰余金**	**9,455,506**
投資その他の資産	**2,073,112**	その他利益剰余金	9,455,506
関係会社株式	327,489	別途積立金	1,100,000
出資金	50	繰越利益剰余金	8,355,506
関係会社長期貸付金	615,000	**自己株式**	**△48,732**
長期前払費用	34,876	**純資産合計**	**10,112,913**
繰延税金資産	629,590		
その他	472,237		
貸倒引当金	△6,130		
資産合計	**18,468,225**	**負債・純資産合計**	**18,468,225**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年11月１日から
平成28年10月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**17,212,848**
売上原価		**7,668,000**
売上総利益		**9,544,848**
販売費及び一般管理費		**7,391,684**
営業利益		**2,153,164**
営業外収益		
受取利息	7,302	
受取手数料	7,606	
受取賃貸料	17,355	
その他	9,719	41,985
営業外費用		
支払利息	27,973	
その他	2,754	30,727
経常利益		**2,164,421**
特別利益		
固定資産売却益	437	437
特別損失		
固定資産売却損	4,900	
固定資産除却損	26,043	30,944
税引前当期純利益		**2,133,914**
法人税、住民税及び事業税	794,113	
法人税等調整額	△10,892	783,221
当期純利益		**1,350,693**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年11月１日から
平成28年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
平成27年11月１日残高	350,643	354,299	354,299	1,100,000	7,304,187	8,404,187
事業年度中の変動額						
新株の発行	598	598	598			
剰余金の配当					△299,374	△299,374
当期純利益					1,350,693	1,350,693
自己株式の処分						
事業年度中の変動額合計	598	598	598	－	1,051,318	1,051,318
平成28年10月31日残高	351,241	354,897	354,897	1,100,000	8,355,506	9,455,506

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
平成27年11月１日残高	△76,199	9,032,931	9,032,931
事業年度中の変動額			
新株の発行		1,196	1,196
剰余金の配当		△299,374	△299,374
当期純利益		1,350,693	1,350,693
自己株式の処分	27,466	27,466	27,466
事業年度中の変動額合計	27,466	1,079,981	1,079,981
平成28年10月31日残高	△48,732	10,112,913	10,112,913

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年12月15日

アイ・ケイ・ケイ株式会社
取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 堺 昌義 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 金子一昭 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アイ・ケイ・ケイ株式会社の平成27年11月１日から平成28年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイ・ケイ・ケイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年12月15日

アイ・ケイ・ケイ株式会社
取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 堺 昌義 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 金子一昭 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アイ・ケイ・ケイ株式会社の平成27年11月１日から平成28年10月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年12月22日

アイ・ケイ・ケイ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）	諸　富　順　次	㊞
社外監査役	藤　田　ひろみ	㊞
社外監査役	楠　　典　子	㊞
社外監査役	伊　藤　晴　輝	㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

福岡県福岡市博多区東月隈３丁目27－２
ララシャンス　博多の森　博多の森迎賓館
電話　０５０－３５３９－１１２２

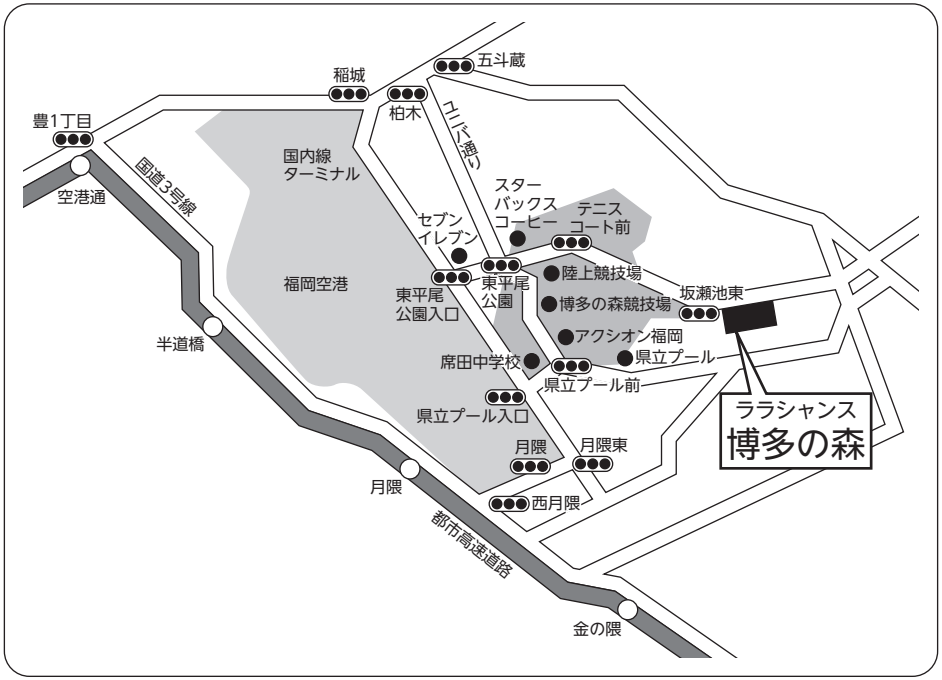

地下鉄・バスをご利用の方

■福岡市営地下鉄「福岡空港駅」下車、４番出口より「福岡空港前」バス停へ向かいます。西鉄バス「宇美営業所行き３番」または「イオンモール福岡行き」に乗車し、「福祉公園前」で下車、徒歩２分

タクシーをご利用の方

■福岡空港からタクシーで約10分

お車でお越しの方

■北九州方面からお越しの方
福岡ICから福岡都市高速道路に乗り継ぎ「空港通」ランプから車で約15分

■鳥栖・熊本方面からお越しの方
太宰府ICから福岡都市高速道路に乗り継ぎ「金の隈」ランプから車で約15分

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
UD FONT
VEGETABLE OIL INK